

四国地区大学教職員能力開発ネットワーク臨時総会（紙上）議事概要

- 1 期 間：令和2年8月17日（月）～8月31日（月）
- 2 場 所：紙上
- 3 議 長：国立大学法人愛媛大学長 大橋 裕一
- 4 出席者：34名
- 5 議 題
(1) 令和2年度事業予算及び令和2年度共同事業契約における役割分担等について

令和2年度事業予算(案)及び令和2年度共同事業契約における役割分担等(案)について、令和元年度四国地区大学教職員能力開発ネットワーク総会(令和2年3月18日～25日(書面審議))において承認されたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントの中止や開催方法の変更等があったことに伴い、令和2年度のSPOD事業予算、各加盟校の負担金を再計算した。

本件については共同事業契約書第7条に定める総会の審議事項であることから、紙上による臨時総会を開催した結果、承認34名、不承認0名で承認された。

【参考】共同事業契約書(抄)

(役割分担)

第4条 本共同事業の役割分担は、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク規約」(以下「ネットワーク規約」という。)第9条に定めるSPOD総会(以下「総会」という。)の議を経て、別に定める。

(実施体制)

第5条 本共同事業の実施体制は、ネットワーク規約によるものとする。

(事業契約期間)

第6条 本共同事業契約は、契約の日から1年間有効とする。ただし、事業契約期間満了日の3ヶ月前までに甲または乙から解約の申入れがない限り、本契約は自動的に更新され、以後も同様とする。

(事業経費及びその負担額)

第7条 本共同事業に要する費用(以下「事業経費」という。)並びに当該事業経費に係る甲及び乙の負担額は、総会の議を経て、別に定める。

(負担額の納付)

第8条 甲及び乙は、前条の規定に基づき別に定める負担額を、甲の発する振込依頼書により、当該振込依頼書に定める納付期限までに納付しなければならない。

令和2年度SPOD総会(書面審議)出席者名簿

大学名	職名	氏 名	備 考
徳島大学	学長	野地 澄晴	コア校
鳴門教育大学	学長	山下 一夫	
香川大学	学長	笥 善行	コア校
愛媛大学	学長	大橋 裕一	コア校
高知大学	学長	櫻井 克年	コア校
香川県立保健医療大学	学長	井伊 久美子	
愛媛県立医療技術大学	理事長	安川 正貴	
高知県立大学	学長	野嶋 佐由美	
高知工科大学	学長	磯部 雅彦	
四国大学・四国大学短期大学部	学長	松重 和美	
徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部	学長	田村 禎通	
高松大学・高松短期大学	学長	佃 昌道	
聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部	学長	ホビノ・サンミゲル	
松山大学・松山短期大学	学長	溝上 達也	
松山東雲女子大学・松山東雲短期大学	学長	高橋 圭三	
高知学園大学・高知学園短期大学	学長	近森 憲助	
高知リハビリテーション専門職大学	学長	小嶋 裕	
徳島工業短期大学	学長	宮城 勢治	
香川短期大学	学長	加野 芳正	
今治明德短期大学	学長	加藤 明	
岡山理科大学獣医学部	学部長	吉川 泰弘	
人間環境大学松山看護学部	学部長	河野 保子	
阿南工業高等専門学校	校長	平山 けい	
香川高等専門学校	校長	安蘇 芳雄	
新居浜工業高等専門学校	校長	八木 雅夫	
弓削商船高等専門学校	校長	石田 邦光	
高知工業高等専門学校	校長	井瀬 潔	